

知的財産とは・・・

「知的財産」とは、発明、考案、植物の新品種、意匠、著作権その他の人間の創造的活動により生み出されるもの、商標、商号その他事業活動に用いられる商品又は役務を表示するもの及び営業秘密その他の事業活動に有用な技術上の情報をいいます。

農林水産業に活用されている主な知的財産権制度

知的財産権

産業財産権

育成者権

農産物の新品種を育成した者に対して与えられます。登録されると、新品種を利用する権利（生産、調整、輸出入等）の専有が認められます。

その他

不正競争防止法、商法などにより著名な未登録商標・商号の紛らわしい使用や、営業秘密の不正取得・使用などを禁止しています。
また、各種制度によらず、地域の資源を活かし、生産の集約化や独自のPR手段による地域ブランド確立に成功した取組もあります。

特許権（発明・アイデア）

発明と呼ばれる比較的程度の高い新しいアイデアに与えられます。登録されると発明者に特許権という独占的な権利が与えられ、その発明が保護されます。また、その発明が公開されることにより利用の機会が図られます。

（例：「にんにく卵黄の製造方法」の特許（青森県田子町にんにく国際交流協会）、「米を原料とした飲料の製造方法」の特許（岩手県園芸試験場）等）

商標権（ブランド）

自分が取り扱う商品又は役務と他人が取り扱う商品又は役務とを区別するマークに与えられます。登録されると商品等についているマークが保護され、商標を使用する者の業務上の信用の維持が図られます。

（例：「夕張メロン」（夕張市農協）
「関あじ・関さば」（大分県漁連）等）



意匠権（デザイン）

物品の形状、模様など斬新なデザインに対して与えられます。登録されると新しく創作した意匠（デザイン）が保護されます。

（例：「越前ガニマーク（タグ）」（福井県漁連）等）



実用新案権（考案）

発明ほど高度なものではない考案に対して与えられ、登録されると形状、構造又はその組み合わせに係る考案が保護されます。